



## 5 子どもを そだてる

### (2) 子どもを 保育所に あずけるために すること

子どもを 認可の 保育所に あずけたい人は 市役所や 区役所で もうしこんで ください。

保育所の もうしこみ	市役所や 区役所へ 行って ください。保育所の もうしこみは いつでも できます。でも、4月 から 保育所に 子どもを あずけたい人は しめきりの日 が きまっていることがあります。気を つけて ください。くわしいことは 市役所や 区役所で きいて ください。		
	必要なもの	出すところ	いつ
	1 もうしこみ書 2 家族のことを 書いたもの 3 「なぜ 家で 子どもを そだてることが でき ないか」 書いたもの 4 給料を 書いたもの(源泉徴収票など)	市役所、区役所	いつでも できます。 4月から 子どもを あずけた 人は しめきりの 日 が き まっていることが あります。
↓			
えらぶ	市役所や 区役所が 子どもを 保育所に あずけることが できる人を えらびます。家で 子どもを そだてることが むずかしい人から 順番に えらびます。		
↓			
れんらく	市役所や 区役所から 子どもを 保育所に あずけることが できるかどうか れんらくが 来 ます。		
↓			
めんせつ	保育所のことを きくために 保育所へ 行きます(めんせつ)。保育所の人が 子どもを 保育所に あずけるときに 必要なものを 説明します。		
↓			
子どもを 保育所に あ ずける			



(3) <sup>にんかがいほいくしよ</sup>認可外保育所(認可外保育園)

<sup>にんかがい</sup>認可外の<sup>ほいくしよ</sup>保育所は<sup>にわ</sup>たてもものや<sup>おお</sup>庭の<sup>ほいくし</sup>大きさ、<sup>ほいくしよ</sup>保育士<保育所の<sup>せんせい</sup>先生>の<sup>にんずう</sup>人数などの<sup>あ</sup>ルールに合  
<sup>ちい</sup>っていない。小さい<sup>ほいくしよ</sup>保育所が<sup>おお</sup>多いです。